

事業者団体における介護事故防止に向けた取組

○ 全国社会福祉協議会

- ・「福祉サービス事故事例集（福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する調査・研究事業報告書」（平成13年3月）

○ 全国社会福祉施設経営者協議会

- ・「リスクマネジャー養成講座」を開催予定。（平成14年10月～）
- ・「社会福祉法人福祉施設におけるリスクマネジメントの基本的な視点」（平成14年3月）
- ・「福祉施設のリスクマネジメント 8つのポイント」（平成14年3月）
- ・「福祉施設におけるリスクマネジメントのあり方に関する検討委員会～検討状況報告～」（平成13年3月）

○ 全国老人福祉施設協議会

- ・「リスクマネジメント研修会」を開催。（平成13年度に1回）
- ・「老人ホームと介護事故～事故防止と賠償対応の検証～」（平成12年2月）

○ 全国老人保健施設協会

- ・「介護老人保健施設のリスクマネジメントセミナー」（全老健共済会主催）を開催。（平成13年度に2回）
- ・「老人保健施設における事故対策マニュアル作成に関する研究事業報告書」（平成12年3月）

**「民間在宅サービス提供現場における事故の実態把握と安全対策のあり方に関する調査」の結果（速報値）について**

- 平成13年度に実施した標記調査について単純集計による結果の速報値の概要は以下のとおり。
- 今後、さらに分析等を進め、近々報告書として取りまとめる予定。

**1. 調査の目的等**

- ◇ この調査は、安全対策のあり方を検討するに際しての参考にするため、全国の営利法人事業所に対し、現実が発生した個別具体的な事故情報を数多く集めることを目的として実施したものの。
- ◇ そのため、いわゆるアンケートの手法を借りているが、統計的なデータの収集分析を念頭においたものではない。

**(1) 調査対象と回答状況**

対象サービス	発送（事業所）	回収（事業所）	回収率（%）
訪問介護	5,357	2,388	32.3
訪問入浴介護	987		
通所介護	1,017		
短期入所生活介護	35		
合計	7,396	2,388	32.3

（調査方法）郵送によるアンケート調査

(2) 調査対象とした事故発生時期 平成12年4月1日～平成13年12月31日の20ヶ月間

**2. 結果概要**

**(1) 事故の状況**

	事故情報提供数
訪問介護	518
訪問入浴介護	129
通所介護	72
短期入所生活介護	5
無回答	17
合計	741

**(2) 事故の類型**

- ・ 741件中、「財物の損壊（300件、40.5%）」「ケガ（285件、38.5%）」「財物の紛失（51件、6.9%）」「セクハラ（45件、6.1%）」「感染症（17件、2.3%）」が上位5位までを占めた（合計94.2%）。
- ・ 提供サービス別では、「訪問介護」「訪問入浴介護」において「財物の損壊」がそれぞれ210件（40.5%）、85件（65.9%）で1位であり、また、母数が少ないものの、「通所介護」、「短期入所生活介護」においては「ケガ」がそれぞれ63件（87.5%）、4件（80.0%）であった。
- ・ 「死亡」については、14件（全体の2.0%）の概要/要因にかかる記述情報の提供があった。うち、「訪問介護」においてヘルパーが利用者往訪時に既に死亡していた事例が9件を占めた。

**(3) 事業所における事故対策への取り組み**

	事故発生時の報告ルール	事故発生時の対応マニュアル	事故予防に向けての業務マニュアル
回答事業所数（計）	2,388	2,388	2,388
ある	2,010(84.2%)	1,487(62.3%)	1,065(44.6%)
ない	85(3.6%)	270(11.3%)	437(18.3%)
作成中または検討中	248(10.4%)	581(24.3%)	806(33.8%)
無回答	45(1.9%)	50(2.1%)	80(3.4%)

## 老人福祉法第10条の4及び第11条に規定する 「やむを得ない事由による措置」の実施状況について

### 1 実施市町村数

83市区町村 (2.6%)

(※平成12年4月1日から平成14年2月末の状況について、全国3,247の市区町村に照会。)

### 2 措置人数及び件数

措置人数	件数
140	149

(※措置人数と件数の差は、1人で2回措置されているケースがあるため。)

### 3 措置をしたサービスの種別

特養	ショートステイ	グループホーム	計
118	29	2	149
79.2%	19.5%	1.3%	100.0%

### 4 「やむを得ない事由」の区分

虐待・無視	身よりなし	住所地不明	その他	計
58	71	6	5	140
41.4%	50.7%	4.3%	3.6%	100.0%

### 5 措置をした後の状況

措置継続	特養契約	老健入所	入院廃止	死亡廃止	その他	計
62	50	2	6	12	17	149
41.6%	33.6%	1.3%	4.0%	8.1%	11.4%	100.0%

## 介護保険施設の退所（院）者の入所（院）前と退所（院）後の場所

介護サービス施設・事業所調査（平成12年10月）

※平成12年9月中の退所者について調査

<介護老人福祉施設> 2,632人 (%)

		退所後の場所						
		総数	家庭	社会福祉施設	介護老人保健施設	医療機関	死亡	その他・不詳
入所前の場所	総数	100.0	3.6	1.7	1.1	34.9	57.0	1.6
	家庭	32.6	2.5	0.3	0.3	10.3	19.0	0.2
	社会福祉施設	8.5	0.1	0.2	0.1	2.4	5.4	0.3
	介護老人保健施設	21.9	0.1	0.3	0.4	7.3	13.2	0.5
	医療機関	31.6	0.8	0.7	0.3	13.4	16.1	0.4
	その他・不詳	5.2	0.2	0.2	0.0	1.5	3.2	0.2

<介護老人保健施設> 17,849人 (%)

		退所後の場所						
		総数	家庭	社会福祉施設	介護老人保健施設	医療機関	死亡	その他・不詳
入所前の場所	総数	100.0	45.0	8.7	5.5	38.2	1.7	1.0
	家庭	53.0	34.8	3.3	2.0	11.9	0.6	0.4
	社会福祉施設	2.9	0.6	0.9	0.2	1.1	0.0	0.0
	介護老人保健施設	3.4	0.7	0.5	0.9	1.2	0.1	0.0
	医療機関	38.5	8.2	3.8	2.2	23.0	1.0	0.3
	その他・不詳	2.2	0.7	0.1	0.2	0.9	0.1	0.2

<介護療養型医療施設> 4,318人 (%)

		退院後の場所						
		総数	家庭	社会福祉施設	介護老人保健施設	医療機関	死亡	その他・不詳
入院前の場所	総数	100.0	23.0	7.4	10.9	33.1	23.8	1.9
	家庭	31.8	13.1	1.8	2.6	7.8	5.6	0.8
	社会福祉施設	3.2	0.3	0.9	0.2	0.7	1.1	0.1
	介護老人保健施設	5.4	0.3	0.5	1.4	1.4	1.9	0.0
	医療機関	56.6	8.5	4.2	6.5	22.4	14.2	0.8
	その他・不詳	3.0	0.8	0.0	0.1	0.9	0.9	0.3

## 療養病床の介護老人保健施設への転換特例について（案）

### 1. 基本的考え方

- ① 医療資源の有効活用と介護基盤整備促進を図る観点から、病院が既設の療養病床の転換により介護老人保健施設を開設する場合に、施設及び構造設備について一定期間の特例措置を設ける。
- ② 特例が受けられるのは、病院の既設の療養病床が病棟単位で病床転換を行う場合であり、介護老人保健施設の基準の特例は下記「2.」の通り。
- ③ 人員基準、運営基準及び介護報酬については、現在の病院等併設の介護老人保健施設と同様とする。

### 2. 特例の内容

- ・療養室（共用不可、1室4人以下、1人あたり8㎡以上を特例で6.4㎡以上（病床転換による療養病床からの転換の場合は6㎡以上）、5年以内改善の計画）
- ・診察室（共用可）
- ・機能訓練室（共用可、定員×1㎡を特例で40㎡以上、5年以内改善の計画）
- ・談話室（共用不可）
- ・食堂（定員×2㎡で共用可）
- ・浴室（特別浴槽、共用可）
- ・レクリエーション・ルーム（共用可）
- ・廊下幅（片廊下1.8㎡以上、両廊下2.7㎡以上を、特例で待避部分があれば転換前の廊下幅で可）
- ・洗面所（共用不可）
- ・便所（共用不可）
- ・サービス・ステーション（共用不可）
- ・調理室（共用可）
- ・洗濯室又は洗濯場（共用可）
- ・汚物処理室（共用可）
- ・エレベーター（共用可）